

製薬企業の皆様へ

久我山病院
病院長

【医薬品宣伝活動に関する取り決め】

- ・発売日・薬価が決定していない医薬品、宣伝許可を得ていない医薬品の当院内での宣伝・紹介は禁止
 - ・新薬に限らず、当院未採用の薬剤を新たに当院内で宣伝する場合には、必ず「新規医薬品宣伝届」を薬剤部（薬剤部長）に提出し、宣伝活動許可をとって下さい。
 - ・宣伝活動を伴う説明会（弁当付き）は、必ず宣伝活動許可をとってから開催すること。医局、外来、病棟等からの宣伝活動を伴う説明会の開催依頼を受けた場合、製薬企業担当者は、事前に薬剤部（薬剤部長）まで必ず報告して下さい。
- ※事前に「院内における医薬品説明会開催許可申請書」を必ず薬剤部長に提出すること**
- ・医師からの問い合わせ等への対応は、宣伝許可の有無に関わらず速やかに行い、専門領域の医師に対しての情報提供、資料提供は可能とします。製薬企業担当者は、その旨を薬剤部（薬剤部長）へフィードバックして下さい。

「新規医薬品宣伝届」申請時に必要な資料

- ①新規医薬品宣伝届（内服・外用剤、注射剤）
- ②医薬品添付文書
- ③インタビューフォーム
- ④「使用上の注意」の解説
- ⑤適正使用ガイド
- ⑥製品情報概要（パンフレット）
- ⑦医薬品リスク管理計画書（RPM）
- ⑧当該医薬品に関するその他の情報（トピックス、治療上の位置づけ）
- ⑨配合変化表など
- ⑩患者用資材等

- ※「宣伝届」の提出なしに院内で宣伝活動したことが判明した場合、事前申請をせずに院内で医薬品説明会を開催した場合、院内ルールが遵守されない場合には、該当製薬企業に対して宣伝中止、一切の院内活動を停止し訪問禁止等の処置をとる事がありますのでご注意ください。**